

北海道運輸局からの お知らせ

冬期間の 踏切事故防止について

北海道運輸局では毎年「冬の交通安全運動」期間に合わせて踏切事故防止キャンペーンを実施しています。

踏切事故を防ぐためには

- 踏み切りに近づいたら路面状況に応じ、確実に一旦停止できるスピードに落とす。
- もし踏切の中で自動車が立ち往生したら、まず列車を止める。
非常ボタンがあるときは、警報機が鳴っていないとともすぐにボタンを押す。
非常ボタンがないときは、自動車の備え付けの発煙筒や赤旗などで列車に合図する。
- もし踏切内に自動車が閉じ込められたら、遮断ポールを押し出して脱出する。

冬期間の踏切事故は、夏期間の約2.5倍も発生しています。踏切を横断する場合は十分に注意しましょう。

北海道労働局からの お知らせ

職場でのトラブルの解決を 労働局がお手伝いします

職場でのトラブル（解雇、配置転換、賃下げ、セクハラ、いじめ等）でお困りではありませんか？北海道労働局では、個々の労働者の方と事業主の間の紛争を迅速に解決するシステムとして無料で個別労働紛争の解決援助サービスを提供しています。



次の相談コーナーで、労働者の方、事業主の方からの相談や情報の提供を行っていますので、お気軽にご相談ください。

事案によっては、当事者の間に紛争調整委員会（弁護士や大学教授など）が入り、双方の主張を確かめて、場合によってはあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る「あっせん」を実施します。

■相談コーナー

●北海道労働局
札幌総合労働相談コーナー
札幌市中央区北3条西3丁目
時間 9:00～17:00

☎011-223-8712

●北海道労働局
総合労働相談コーナー
札幌市北区北8条西2丁目
時間 8:30～17:00
☎011-709-2311(内線3576)

稚内労働基準監督署 からのお知らせ

サービス残業を なくしましょう

労働基準法では、労働者に原則1日8時間・1週40時間を超えて労働させた場合、時間外手当を支払うよう定めています。

事業主の皆様におかれましては、時間外手当の不払いや一部カットなど不適切な取扱いをされないようお願いいたします。詳しくは

- 稚内労働基準監督署
☎0162-23-3833まで

留萌支庁経済部 からのお知らせ

設備貸与・設備資金貸付 制度について

北海道において、小規模事業者の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するために北海道中小企業総合支援センターを通じて、設備貸与・設備資金貸付制度を実施しています。

■設備貸付

(割賦販売又はリース)
設備価格 100～6000万円
割賦期間 5年、7年
(リースは3～7年)
割賦損料率 年2.75%
(月額リース料率は
7年1.406%等)

■設備資金貸付

貸付額 50～4000万円
償還期間 7年以内
金利 無利子

詳しくは

- (財)北海道
中小企業総合支援センター
☎011-232-2404まで